



平成 25 年 9 月 25 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 久保玲士
(コード番号 8925 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

発行可能株式総数の変更、取締役の任期の短縮、株式分割、単元株制度の採用
および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり発行可能株式総数の変更、取締役の任期の短縮、普通株式の株式分割の実施および普通株式と A 種優先株式乃至 E 種優先株式について単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。本件については、平成 25 年 10 月 30 日開催予定の第 26 回定時株主総会および必要な種類株主総会で承認が得られることを条件としております。

記

I 発行可能株式総数の変更、取締役の任期の短縮

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社の普通株式の発行可能株式総数は 28,753,572 株で、平成 25 年 7 月 31 日に第三者割当による新株式の発行により 8,955,224 株を新たに発行したこと、また、B 種優先株式、C 種優先株式の転換が進んでいることから、普通株式の発行済株式総数は平成 25 年 9 月 25 日時点で 21,279,263 株となっております。今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施が可能となるように、発行可能株式総数および普通株式の発行可能株式総数を変更するものであります。

また、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,067,079</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>91,430,559</u> 株とする。

<p>2. 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 28,753,572株 A種優先株式 8,916株 B種優先株式 26,701株 C種優先株式 2,160,476株 D種優先株式 2,160,410株 E種優先株式 138,822株 譲渡制限種類株式 1,818,182株</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>2. 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 85,117,052株 A種優先株式 8,916株 B種優先株式 26,701株 C種優先株式 2,160,476株 D種優先株式 2,160,410株 E種優先株式 138,822株 譲渡制限種類株式 1,818,182株</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>
---	---

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会および普通株式に係る種類株主総会、A種優先株式乃至E種優先株式に係る種類株主総会開催日

平成25年10月30日(水)

定款変更の効力発生日

平成25年10月30日(水)

II 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を100株とするため、単元株制度を採用いたします。

また、株式分割につきましては、分割後の株価水準が低くなりすぎると1円当たりの株価変動率が相対的に大きくなる等の不都合が生じることや一般的な投資単位等を勘案し、現在の当社普通株式の株価水準を踏まえ、当社普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を実施することといたしました。

上記の単元株制度の採用および株式分割の実施により、当社の普通株式の投資単位は現在と比べると10倍となります。本株式分割および単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じます。この新たに1単元未満となる株主様は10,012名(平成25年7月31日現在)であり、この株主様数の割合は株主総数に対して41.32%であり、ご所有され

る株式数は 31,050 株、発行済株式総数に対する割合は 0.16%であります。

このように、株主分割および単元株制度の採用により単元未満株式が生じますので、当社は、単元未満株式の買取りを当社に請求できる制度を実施いたします。

なお、A種優先株式乃至E種優先株式（非上場）につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を1株といたします。

（注1）上記株式分割および単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じることになることから、それら単元未満株式の買取りを当社に請求できる制度を平成25年2月1日以降に実施いたします。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年1月31日（金）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	普通株式	21,279,263株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	10,343株
	C種優先株式	1,747,831株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株
	譲渡制限種類株式	一株
② 今回の分割により増加する株式数	普通株式	191,513,367株
	A種優先株式	一株
	B種優先株式	一株
	C種優先株式	一株
	D種優先株式	一株
	E種優先株式	一株
	譲渡制限種類株式	一株
③ 株式分割後の発行済株式総数	普通株式	212,792,630株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	10,343株
	C種優先株式	1,747,831株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株
	譲渡制限種類株式	一株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	851,170,520株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	26,701株

C種優先株式	2,160,476株
D種優先株式	2,160,410株
E種優先株式	138,822株
譲渡制限種類株式	1,818,182株

(注1) 平成25年9月25日時点の発行済株式総数に基づく株式総数であり、優先株式の転換や新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に変動する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告 平成26年1月16日(木)
 基準日 平成26年1月31日(金)
 効力発生日 平成26年2月1日(土)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年2月1日(土)

(ご参考)東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成26年1月29日(水)をもって1株から100株に変更されます。

4. 単元未満株式の取扱いについて

株式分割および単元株制度の採用により、100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことが可能です。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座でご所有の株主様はお取引のある証券会社へ、特別口座でご所有の株主様は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社まで、それぞれお問い合わせください。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対して株主様がご所有される単元未満株式を買取ることを請求することができる制度です。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。また、株式分割につきましては、分割後の株価水準が低くなりすぎると1円当たりの株価変動率が相対的に大きくなる等の不都合が生じるこ

とや一般的な投資単位等を勘案し、現在の当社普通株式の株価水準を踏まえ、当社普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって株式分割を実施することといたしました。

- ② 本定款の一部変更議案は、平成 26 年 2 月 1 日を効力発生日として、①の単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条の 2（単元株式数）を新設するものであります。また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 6 条の 3（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
- ③ また、①に記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成 25 年 9 月 25 日の取締役会におきまして、平成 25 年 10 月 30 日開催予定の第 26 回定時株主総会および必要な種類株主総会で本定款の一部変更議案が承認されることを条件として、かつ平成 26 年 2 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 10 株に分割する株式分割を実施することとを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。
- ④ 現行定款第 6 条の変更、第 6 条の 2 から第 6 条の 3 までの新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>91,430,559 株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>857,484,027 株</u> とする。
2. 当社の各種類の株式の発行可能 種類株式総数は、次のとおりとす る。	2. 当社の各種類の株式の発行可能 種類株式総数は、次のとおりとす る。
普通株式 <u>85,117,052 株</u>	普通株式 <u>851,170,520 株</u>
A 種優先株式 8,916 株	A 種優先株式 8,916 株
B 種優先株式 26,701 株	B 種優先株式 26,701 株
C 種優先株式 2,160,476 株	C 種優先株式 2,160,476 株
D 種優先株式 2,160,410 株	D 種優先株式 2,160,410 株
E 種優先株式 138,822 株	E 種優先株式 138,822 株
譲渡制限種類株式 1,818,182 株	譲渡制限種類株式 1,818,182 株
	<u>(単元株式数)</u>
(新設)	第 6 条の 2 当社の単元株式数は、普通株 式につき 100 株とし、A 種優先株

<p>(新設)</p>	<p><u>式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式につき1株とする。</u> <u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第6条の3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第1条 第6条の変更、第6条の2および第6条の3の新設の効力発生日は平成26年2月1日とする。</u> <u>② 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 変更日程

定款変更のための株主総会および普通株式に係る種類株主総会、A種優先株式乃至E種優先株式に係る種類株主総会開催日

平成25年10月30日(水)

定款変更の効力発生日

平成26年2月1日(土)

以上